鎌倉地域の漁業と漁港にかかるワークショップ

~第9回ワークショップ資料~

漁対協案、代替案、漁業支援策等の定性的な比較

平成24年7月28日 (修正版)

鎌倉市市民活動部産業振興課

漁対協案および代替案、昨年度に討議された漁業支援策等の定性的な比較一覧

評価項目	漁対協案/埋立式	代替案①/掘込式	代替案②/和賀江嶋	既存施設の機能・構造強化(例)	他港への拠点移行
概要	・坂ノ下地先で、埋立地と防波堤によって用地及び泊地を確保して新たな漁港とする。 ・現在、浜にある漁業機能の多くを新たな漁港に移行させる。	・都市計画公園区域として都市計画決定されている、鎌倉海浜公園(坂ノ下地区)整備事業計画地となっている土地の一部を掘り込んで泊地を確保して新たな漁港とする。・現在、浜にある漁業機能の多くを新たな漁港に移行させる。	・和賀江嶋を史跡的な復元をするととも に、そこでの漁港利用を両立させる。	・既存の漁業関連施設(浜小屋及び係留施設)の機能と構造を強化して、現状での問題解決(出入船時の安全、台風等被害の軽減など)を図る。・漁港建設を否定するものではないが、現時点で対策すべき課題の解決を図るものである。	・近隣他港(腰越漁港、小坪漁港ほか)へ 操業拠点を移行させて、現状での問題解 決を図る。・ただし、近隣には全ての漁船や漁具、漁 労スペースを受入可能な港がない。
地形等への影響	・波浪を遮蔽する範囲で、海浜地形に影響が生じる可能性が高い。 ・事前に影響範囲と対応策を検討する必要がある。	・現在の緑地が失われる。・当該地は都市計画公園区域として都市計画決定されている。	・波浪を遮蔽する範囲で、海浜地形に影響が生じる可能性が高い。・事前に影響範囲と対応策を検討する必要がある。	・係留施設として既存船揚場(斜路式)の 延伸を行った場合、自然海岸の面積が減 少する。	・移行先の拡張・機能強化をしない限り、一切の影響は無い。
海浜利用 等 への影響	・浜小屋等の機能が移行すれば、利用可能な海浜面積が増加する。・坂ノ下地先での海域利用(サーフィン等)に影響が生じる可能性がある。	・浜小屋等の機能が移行すれば、利用可能な海浜面積が増加する。	・和賀江嶋周辺の海浜・海域利用に影響が生じる可能性がある。・坂ノ下地区では、機能の移行によって、利用可能な海浜面積が増加する。	・浜小屋は現況の利用状況が維持・継続されれば影響はない。・既存船揚場の延伸を行った場合は、一般の海浜利用を分断する可能性がある。	・機能が移行すれば、利用可能な海浜面積が増加する。
自然環境 等 への影響	・埋立等により、岩礁(藻場)の一部が消失する。 ・現状の漁場には、ほとんど影響しない。	・掘込式は港内の水質が悪化しやすく、 外海との海水交換で周辺環境に影響を 及ぼす可能性がある。・現状の漁場には、ほとんど影響しない。	・埋立等により、岩礁(藻場)の一部が消失する。	・浜小屋は現況の利用状況が維持・継続されれば、影響はない。・既存船揚場(斜路式)の延伸を行った場合は、自然海岸の面積が減少する。	・移行先の拡張・機能強化をしない限り、影響しない。
景観・眺望	・現在の護岸前面が港になることで、景観が大きく変化する。 ・背後市街地からの眺望を阻害する可能性がある。	・緑地の景観が、漁港(泊地等)に変わる。・国道 134 号の一部を橋梁化する必要があるため、眺望を阻害する可能性がある。	・和賀江嶋の歴史的景観に配慮する必要がある。和賀江嶋は、国指定の史跡であり、現状を変更することは事実上、不可能である。	・浜小屋は現況の利用状況を維持・継続しながら構造強化した場合、例えば時化で浸水させないため、基礎の嵩上げ(高床式など)を行えば国道134号からの眺望や景観が変化する。	・移行先の拡張・機能強化をしない限り、影響しない。
観光への影響	・稲村ヶ崎への散策経路であり、新しい 観光スポットになり得る可能性があ る。	・稲村ヶ崎への散策経路であり、新しい 観光スポットになり得る可能性があ る。	・世界遺産登録の構成資産の一つとしても位置づけられている。・上記同様、現状を変更することは事実上、不可能である。	・浜小屋に集客的な施設を付加するなど、 観光へのプラス要素を検討する余地が ある。	・漁業利用がある港以外(マリーナなど) では、利用者との共存が困難となる可能 性がある。)
交 通 への影響	・漁港へのアクセスは国道 134 号からとなる。	・漁港へのアクセスは国道 134 号からとなる。・国道 134 号を橋梁化する必要がある。	・和賀江嶋へのアクセスは、現状では狭い一般道のみとなる。	・海岸への既存のアクセスを利用する。	・既存のアクセスを利用する。
主な工事	・防波堤、護岸、係船岸、埋立工事、港 内道路等 ・維持浚渫、施設維持工事等	・防波堤、泊地・航路(浚渫)、護岸、係 船岸、港内道路及び国道 134 号関連工 事 ・維持浚渫、施設維持工事等	・防波堤、護岸、係船岸、埋立工事、港 内道路等 ・維持浚渫、施設維持工事等	・浜小屋の機能強化として高潮等で浸水させないため、基礎の嵩上げ(高床式など)。 を行う。 ・既存船揚場(斜路式)の延伸・改良	・他港の拡張・機能強化を想定しないかぎり、建設費用は発生しない。
これまで の経緯	・現時点で、鎌倉地域の漁業が抱える課題の解決策として第3次漁対協より提案されている。 ・平成23年度WSでは「現時点での漁港建設には無理がある」との意見が出された。	 ・漁港を建設するには都市計画の変更が必要になり、公園より漁港が重要である、という理解を得ることが難しい。 ・都市計画変更した場合、公園用地の代替地が必要となるが、適地がない。 ・国道 134 号の橋梁化にかかる財政的負担が必要となる。 ・第 2 次漁対協では、都市計画公園区域や建設費から除外された。 ・平成 23 年度 WS では、再検証が必要であるとの意見が出された。 	・国指定史跡であり、世界遺産登録を見据えた市の保存管理計画では現状を保存し、維持に努めることとしており、本案による解決は、事実上不可能である。 ・平成23年度WSでは、和賀江嶋の施設的復興及び漁業利用の検討について意見が出された。	・『漁港に依らない課題の解決』として、 今後も検討を続ける余地がある。 ただし、課題の抜本的解決は困難である。 ・平成23年度WSでは、台風などによる被 害が起きないよう、現状の就業環境の改 善についてできることから検討すべきと の意見が出された。	・全ての漁船や漁具を受入可能な港が近隣にないため、本案による解決は困難である。 ・平成23年度WSでは、漁協・漁場・漁港の統廃合を進め、他漁港やマリーナなどの既存施設の有効活用を模索すべきとの意見が出された。

※鎌倉沿岸は、和賀江嶋を除いて世界遺産登録の構成資産(近隣には極楽寺子院仏法寺跡がある)がないため、代替案②以外は、世界遺産登録への影響が懸念されない。 ※周辺交通への影響に関して、増加する交通量は少なく、利用時間帯も交通ピークとは異なるため、渋滞等への影響は軽微である。

※主な工事には、整備する場合の代表的な工事と維持管理に必要な工事を挙げている。

漁対協案・代替案のイメージ図

